名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域G灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北西方約六・七キロメートル）
北緯　三五―三七―三六
東経　一四〇―〇一―二三
廃止年月日　平成二十八年三月二十三日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域H灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・六キロメートル）
北緯　三五―三七―三二
東経　一四〇―〇一―二七
廃止年月日　平成二十八年三月二十四日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域I灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・五キロメートル）
北緯　三五―三七―二四
東経　一四〇―〇一―一八
廃止年月日　平成二十八年三月二十三日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域J灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・四キロメートル）
北緯　三五―三七―二〇
東経　一四〇―〇一―一三
廃止年月日　平成二十八年三月二十四日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域K灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・六キロメートル）

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域L灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北緯　三五―三七―二八
東経　一四〇―〇一―〇三
廃止年月日　平成二十八年三月二十三日

名称　清水港新興津防波堤北仮設灯台
位置
所在地　静岡県清水港（新興津防波堤北端）
北緯　三五―〇二―三二
東経　一三八―三一―四七
廃止年月日　平成二十八年三月二十九日

○海上保安庁告示第二十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年四月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　野付埼灯台
位置
所在地　北海道野付郡別海町（野付埼）
北緯　四三―三三―四九
東経　一四五―二〇―五一
変更した事項　灯質
光度　群閃白光　毎六秒に二閃光
変更年月日　平成二十八年三月十日

名称　生月長瀬鼻灯台
位置
所在地　長崎県平戸市（長瀬鼻）
北緯　三三―二一―三九
東経　一二九―二四―〇〇
変更した事項　灯質
光度　単閃白光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
七・五海里

名称　安房白浜港灯台
位置
所在地　千葉県南房総市（白間津）
北緯　三四―五四―五三
東経　一三九―五六―〇八
変更した事項　灯質
光度　連成不動単閃白光　毎三秒に一閃光
光達距離　閃光実効光度三九〇カンデラ
不動光三九カンデラ
閃光七・五海里　不動光四・〇海里
変更年月日　平成二十八年三月十一日

名称　下荷内島灯台
位置
所在地　山口県大島郡周防大島町（下荷内島）
北緯　三三―五〇―五一
東経　一三二―一〇―五八
変更した事項　光達距離
光度　実効光度三九〇カンデラ
七・五海里
変更年月日　平成二十八年三月十一日

名称　南有馬港島堤灯台
位置
所在地　長崎県南島原市（南有馬港島堤東端）
北緯　三二―三七―二九
東経　一三〇―一四―五三
変更した事項　光度
光達距離　実効光度七八カンデラ
五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
変更年月日　平成二十八年三月十一日

名称　久栗坂港西防波堤灯台
位置
所在地　青森県青森市（久栗坂港西防波堤外端）
北緯　四〇―五二―二八
東経　一四〇―五〇―三四
変更した事項　位置
所在地　青森県青森市（久栗坂港西防波堤外端）
北緯　四〇―五二―二九
東経　一四〇―五〇―三四
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで八・七メートル
変更年月日　平成二十八年三月十四日
記事　一時撤去中のところ位置及び高さ変更のうえ復旧

名称　田島灯台
位置
所在地　長崎県西海市（田島）
北緯　三三―〇〇―二二
東経　一二九―四八―五四
変更した事項　光度
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで三一メートル
変更年月日　平成二十八年三月十五日

名称　六ケ浦港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県陸前高田市（碁石埼灯台の西南西方約三・九キロメートル）
北緯　三八―五八―〇三
東経　一四一―四二―一四
変更した事項　名称
位置
所在地　岩手県陸前高田市（六ケ浦港北防波堤灯台
北緯　三八―五八―〇一
東経　一四一―四二―一四
塗色及び構造　白色　塔形
光度　等明暗緑光　明二秒暗二秒
光達距離　一一〇カンデラ
明弧　五・五海里
高さ　全度　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで八・一メートル